平成２２年（フ）第１２０９号
北九州市小倉北区上到津１丁目３番１号やよい荘６号
債務者　眞矢　弘子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２４５号
北九州市小倉南区長野東町２番20―104号
債務者　黒木小百合
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３７９号
奈良市六条西１丁目２番６―201号
債務者　亀谷　　正
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４３１号
奈良市柏木町290番地の21
債務者　神田　朋子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５１９号
奈良市中登美ケ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｅ32―502号
債務者　金澤　義宣
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５９０号
奈良市大宮町３丁目４番10号　矢埜ハイツ402号
債務者　石丸　浩子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６１９号
奈良県桜井市大字西之宮106番地の２
債務者　井上　　都（旧姓浦島）
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６２６号
奈良市恋の窪３丁目５番Ｅ―501号
債務者　中津　安志
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１５１号
松江市新町８番地１、前住所大阪府大阪市北区大淀中５丁目４番５号
債務者　石川　寛樹
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７８０号
北九州市小倉南区中吉田４丁目14番58号
債務者　山中　孝史
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２０１号
山口県下松市中市10番地２、前住所山口県下松市東陽２丁目27番22号
債務者　門田　静隆
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２０４号
山口県周南市上迫町８番22号
債務者　堀川　鈴子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２８７号
青森県弘前市大字東長町３番地
債務者　成田　真理
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２９９５号
名古屋市中川区春田２丁目32番地　春田荘Ｔ―12棟205号
債務者　木口　貞子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２２５号
愛知県尾張旭市旭ケ丘町旭ケ丘5697番地３
債務者　磯谷　弘子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７５０号
熊本市八分字町1856番地
債務者　根間　泰光
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９４６号
熊本市池上町524番地　２Ｃ―８―202
債務者　那須あゆみ
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９７１号
熊本市八王寺町19番７―206号
債務者　西川レイ子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部